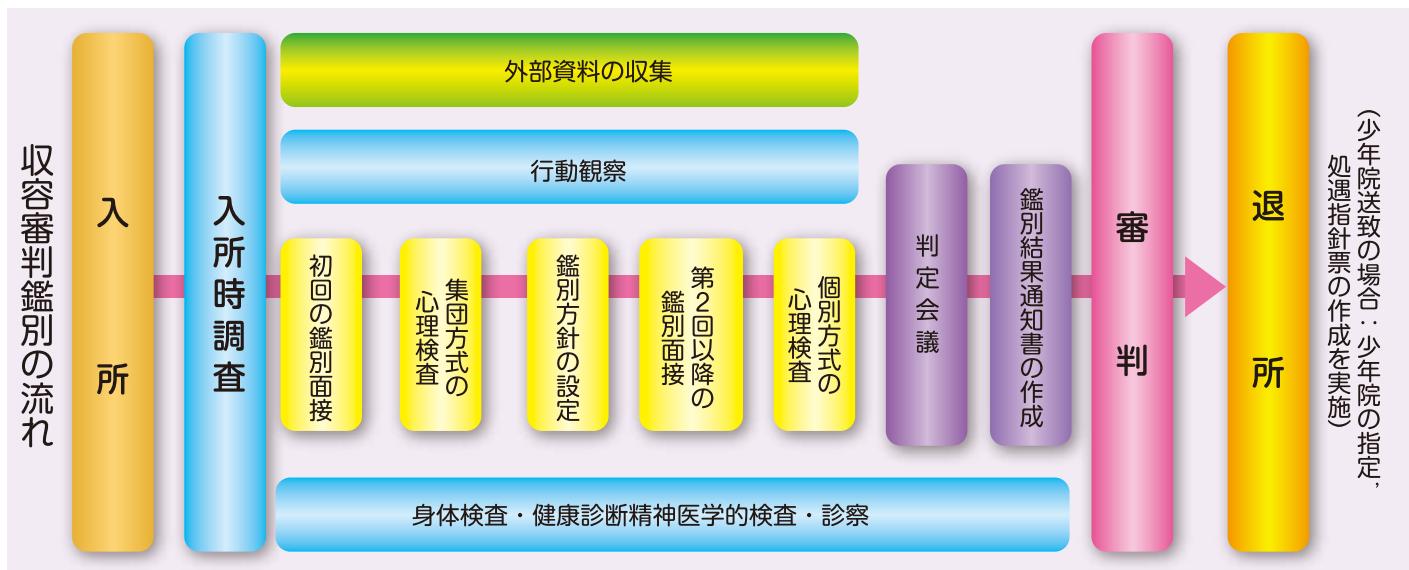


# 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置等の決定が執られて収容している少年に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的として設置された法務省所管の施設です。

## 鑑別・観護処遇

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。



観護処遇は、少年鑑別所に収容している少年に対する処遇のことです。情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めており、基本的な生活習慣等に関する助言・指導や、学習の支援などを行っています。



面接



パソコン学習



講演



相談室



法務少年支援センターシンボルマーク

## お問合せ窓口（相談専用電話）

法務少年支援センターあおもり	017-723-6677
法務少年支援センターいわて（月が丘相談室）	019-647-2205
法務少年支援センター仙台（ふるじろ心の相談室）	022-286-2322
秋田法務少年支援センター	018-865-1222
やまがた法務少年支援センター（小白川青少年心理相談室）	023-642-3445
法務少年支援センター福島	024-557-7020